新十津川町からのお知らせ

# 水道料金の基本料金12か月分を０円にします

免除

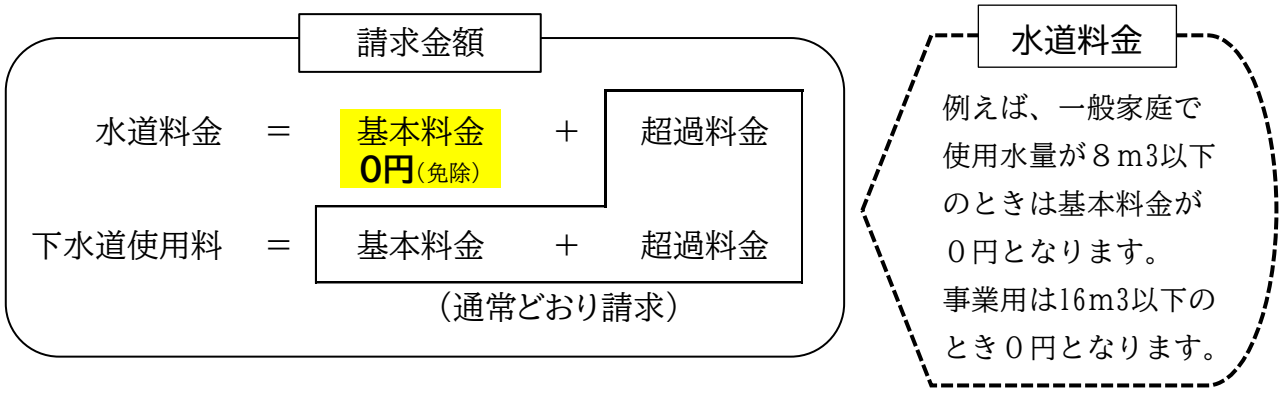
新十津川町は、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の皆さまを支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、12か月分の水道料金の基本料金を免除します。

この事業は、水道事業者である西空知広域水道企業団の協力により新十津川町が実施するものです。

**・免除の内容**

水道料金のうち、基本料金のみ免除 となります。

水道料金のうち超過料金及び下水道使用料は免除の対象ではありません。




**・対象者**

一般家庭、事業所等の給水契約者

※臨時給水を除く。　※国・道・町の官公庁等は対象外です。

**・対象期間**

令和８年４月検針分（令和８年３月使用分）から令和９年３月検針分（令和９年２月使用分）までの12か月分

**・申込手続き**

申込手続きは不要です。

**・その他**

令和８年４月検針分の検針票から水道料金のみ基本料金分を差し引いた金額が表示されます。

令和９年４月検針分からは通常の検針票の表示となります。

お問い合わせ先

新十津川町役場　建設課土木グループ

電話　0125-76-2139（建設課直通）　受付時間　８：45～17：30（土日祝を除く）